

久慈湊学童ひまわりクラブ運営規程

(事業の目的)

第1条 久慈湊学童ひまわりクラブ父母会（以下「事業者」という。）が運営する久慈湊学童ひまわりクラブ（以下「事業所」という。）において実施する、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所を利用している児童（以下「利用者」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図るものとする。

2 事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うものとする。

3 事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該事業者が行う事業の運営の内容を適切に説明するよう務めるものとする。

4 事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう務めるものとする。

5 前4項のほか、法及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月19日久慈市条例第25号）その他の関係法令等を順守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 久慈湊学童ひまわりクラブ

(2) 所在地 久慈市湊町第15地割13番1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 放課後児童支援員 4名（常勤職員3名、非常勤職員1名）

放課後児童支援員は、利用者への支援の提供、利用者の保護者との連絡調整、設備及び備品の安全管理等を行う。

(2) 補助員 2名（非常勤職員2名）

補助員は、放課後児童支援員の補助を行う。

(開所している日及び時間)

第5条 事業所の開所日及び開所時間は、次のとおりとする。

(1) 開所日

ア 月曜日から土曜日までとする

イ 開所日数は1年につき250日以上とする

(2) 開所時間

ア 小学校の授業日

正午から午後7時00分まで

イ 土曜日

午前7時30分から午後6時00分まで

ウ 学校行事等に伴う振替休日、長期休暇期間

午前7時30分から午後7時00分まで

(3) 年間の閉所日

ア 日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 8月13日から16日までの日

エ 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 災害等の緊急事態により学校が下校となる場合は、事業所も閉所する。また、インフルエンザ等により休校の措置がとられた場合、臨時に閉所する場合がある。

3 閉所日に学校行事がある日は開所日とする。ただし、利用者がいない場合は閉所する。

4 事業者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開所日に閉所し、若しくは開所日以外の日に開所し、又は開所時間を変更することができる。

この場合、あらかじめ保護者に周知するものとする。

(支援の内容)

第6条 事業所で行う支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情操の安定を図ること

(2) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。

(3) 子どもの宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。

(4) 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。

(5) 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。

(6) その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

(支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額)

第7条 事業所は、利用者に対する支援の提供にあたり、次に定める費用の額の支払いを

受けるものとする。

(1) 入所金 一人あたり 年額 3,000円

長期休暇期間及び代休日に限って事業所の利用を認められた者（以下「長期休暇期間等利用者」という。）は除く。

(2) 保育料

ア 1年生から3年生まで 一人あたり 月額 6,500円

イ 4年生から6年生まで 一人あたり 月額 4,500円

ただし、母子家庭及び父子家庭の場合は、保育料月額から2,000円を上限として減額する。また、同一世帯から2人以上の利用者が入所している場合は、2人目以降の保育料について、保育料月額から2,000円を上限として減額する。

ウ 長期休暇期間等利用者 一人あたり 月額 2,000円

(3) おやつ代 一人あたり 月額 2,000円

(4) 暖房費 一人あたり 月額 1,000円

(5) 学童保育誌購入 月額 360円

ただし、1年生から3年生までの世帯とする。

(6) 傷害保険料 一人あたり 年額 800円

2 前項に規定する費用の他、支援の内容により、実費を徴収することがある。この場合、あらかじめ保護者に対し、支援の内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

3 第1項及び第2項の費用は、事業者が指定する日に、利用者の保護者が手渡しの方法により納付するものとする。

4 事業者は、第3項により支払いを受けた場合には、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者の保護者に対し、速やかに交付するものとする。ただし、集金袋に受領印を押印することで、これに代えることができる。

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、43名とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、久慈市立久慈湊小学校区とする。

(入所の申込及び決定)

第10条 事業の利用を希望する児童の保護者は、登所を希望する日のおおむね1か月前までに、事業所に申し出ること。

2 入所の決定は、事業者の役員会により決定する。

3 長期休暇期間及び代休日に限って事業所の利用を認める者は、低学年で当事業所に在籍した経験のある、4年生以上の者に限る。

(事業の利用にあたっての留意事項)

第 11 条 事業の利用にあたり、利用者及びその保護者は、次に規定する内容に留意するものとする。

- (1) 利用者が欠席する場合には、利用者の保護者は電話その他の連絡方法により事業所へ届け出ること。
- (2) 緊急の事情等によりお迎えが遅くなる場合は、保護者は電話その他の連絡方法により事業所に連絡すること。
- (3) 土曜日の利用については、原則木曜日までに希望用紙に記入すること。
- (4) 長期休暇期間の利用については、登所カードにより事業所にその利用日を連絡すること。
- (5) 長期休暇期間及び学校行事の振替日の欠席については、当日の午前 9 時までに事業所に連絡すること。
- (6) 利用者又はその家族の感染症の発生により、他の利用者への感染が発生するおそれがあると認められた場合は、事業者は利用者に対して休所を命ずる場合があること。
- (7) 事業の利用中に、利用者の健康状態や心身の状況を把握し、病気や怪我などにより支援を継続することが困難と認められた場合は、利用を中止する場合があること。
- (8) 事業の利用中に、利用者他に他の利用者の迷惑となる行為等が見られた場合は、利用を中止することがあること。
- (9) 第 7 条に規定する保育料等の費用の納付をしない場合は、利用を中止する場合があること。
- (10) その他、支援の提供を中止することが適当と認められる場合。

(帰宅)

第 12 条 保護者は、利用者のお迎えをすること。

2 やむを得ず利用者のみで帰宅させる場合は、以下の時間までとする。

- (1) 夏季期間 (3 月～10 月) 午後 5 時
- (2) 冬季期間 (11 月～2 月) 午後 4 時

(緊急時における対応方)

第 13 条 利用者に対する支援の提供を行っている際に、利用者の体調に急変が生じた等の緊急事態及び事故が発生した場合は、別に定める方法により対応するものとする。

2 支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第 14 条 事業所は、消化器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練を行うものとする。

のとする。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行うこととし、少なくとも年2回以上実施する。

(苦情への対応)

第15条 事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、事業所内における苦情解決のための手続きを定め、利用者及び職員等に周知するものとする。

- 2 事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 3 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令等を順守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 3 職員であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれららの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、他の事業所等に対して、利用者又はその家族の個人情報を用いる必要がある場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定

(2) 職員に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施

(破損等)

第18条 利用者が故意又は過失のいずれかに関わらず、学校の施設、設備を破損等させた場合、現状に復するに要する経費は、それに関わった利用者全員で負担するものとする。

- 2 事業所の職員は、破損等の発生状況並びにその後の対応を的確に把握し、保護者に連絡及び説明をしなければならない。

(研修に関する事項)

第19条 事業所は、職員および父母が事業にかかわる研修に参加した場合、その費用を負担するものとする。

(1) 日当 6,000円（オンライン研修も同額。県外の場合は10,000円）を支払う。

(2) 参加費は、研修費より支出する。

(3) 交通費は下記のとおりとする。

① 自家用車を使用した場合は、管内 1,000 円、盛岡 5,000 円、県南 7,000 円と高速料金を支払う。

② 公共交通機関を利用した場合は、利用額を支払う。

(その他事業の運営に関する重要事項)

第 20 条 事業所は、職員の資質の向上のための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 年以内

(2) 継続研修 年 1 回程度

2 事業所は、給与のほかに、職員の福利厚生に関する費用を負担するものとする。

3 事業所は、職員、設備、備品及び会計及び利用者に対する支援の提供に関する諸記録を整備し、市が定める期間、保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業所と事業所の職員の代表者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 5 月 28 日一部改正

平成 29 年 6 月 2 日一部改正

平成 30 年 6 月 1 日一部改正

令和 元年 5 月 31 日一部改正

令和 3 年 6 月 30 日一部改正

令和 4 年 6 月 17 日一部改正

令和 5 年 5 月 31 日一部改正

令和 6 年 5 月 29 日一部改正